

第 63 回 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会

次 第

日時 令和 7 年 2 月 12 日（水）13 時 00 分から

場所 高松港旅客ターミナルビル 7 階会議室

（香川県高松市サンポート 1 番 1 号）

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

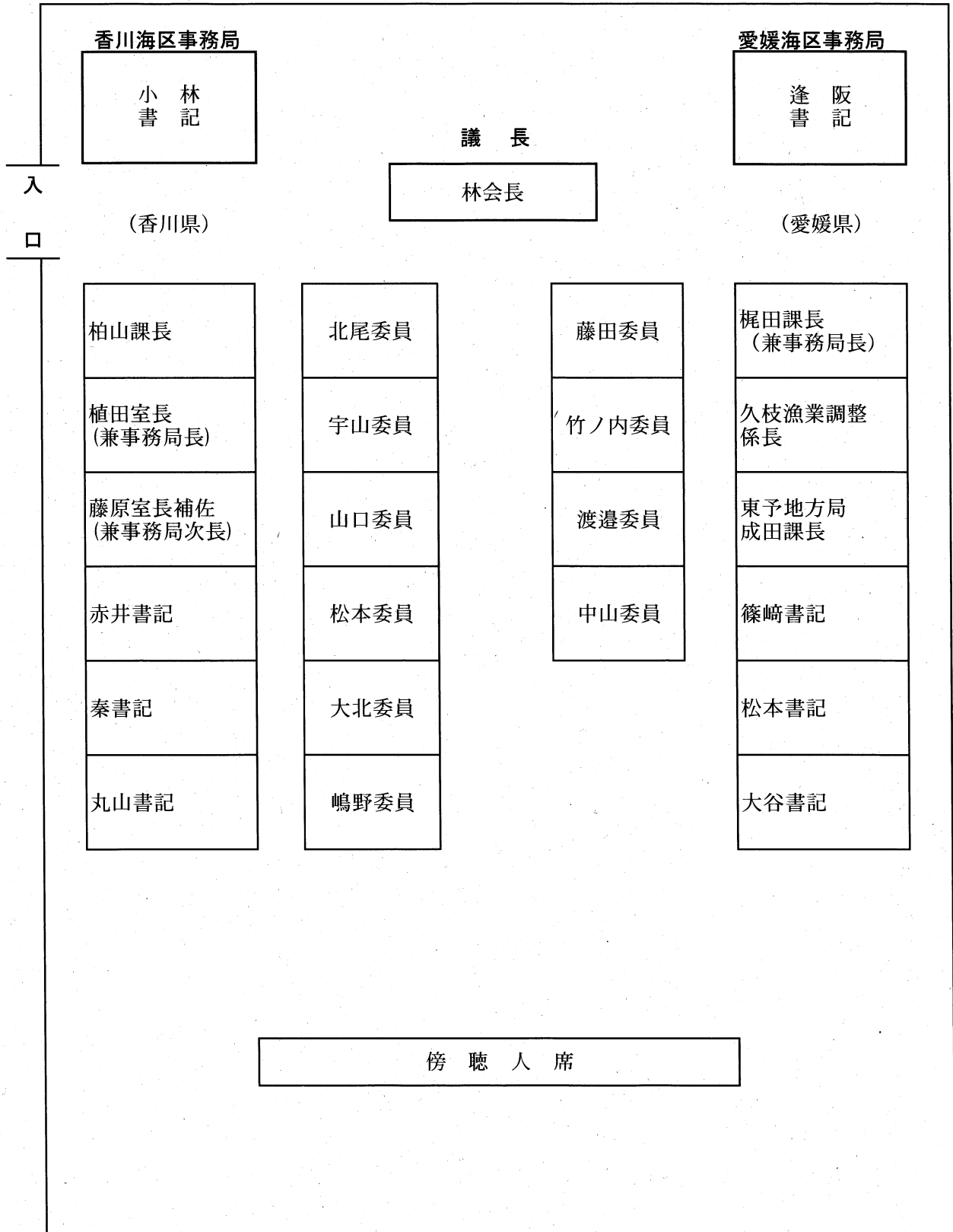
1) 令和 7 年度における各種漁業の入会調整について

2) その他

4 閉 会

第63回愛媛・香川連合海区漁業調整委員会 配席図

令和7年2月12日（水）13:00から
高松港旅客ターミナルビル7階会議室



第 63 回 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会

資 料

日 時 令和 7 年 2 月 12 日（水）
午後 1 時から

場 所 香川県高松市サンポート 1 番 1 号
高松港旅客ターミナルビル 7 階会議室

愛媛・香川連合海区漁業調整委員会委員名簿

(令和7年2月12日)

(愛媛海区)

氏 名	備 考
林 喜 代 行	愛媛県漁業協同組合 岩城生名支所運営委員長
喜田 ヒサ子	愛媛県漁協女性部連合会会長
藤 田 一 也	愛媛県漁業協同組合 西条支所運営委員長
竹ノ内 徳人	愛媛大学教授
渡 邊 敏 孝	(前)愛媛県漁業協同組合 志津見支所運営委員長
中 山 達 也	(元)愛媛県漁業協同組合 大島支所運営委員長

(香川海区)

氏 名	備 考
北 尾 登 史 郎	(前)香川県農政水産部水産課 課長
宇 山 哲 司	津田町漁業協同組合 代表理事組合長
山 口 豊	三豊市漁業協同組合 副組合長
松 本 伊 三 郎	伊吹漁業協同組合 代表理事組合長
大 北 永 吏	香川県漁協女性部連合会 副会長
嶋 野 勝 路	香川県漁業協同組合連合会 代表理事会長

第 63 回愛媛・香川連合海区漁業調整委員会出席者名簿

(愛媛県)

所 属	職 名	氏 名	備 考
愛媛県農林水産部水産局 水産課	水産課長 係 長	梶田 陽一郎 久枝 弘幸	(兼)事務局長
愛媛県東予地方局 農林水産振興部水産課	課 長	成田 公義	
愛媛海区漁業調整委員会 事務局	書 記 書 記 書 記	逢阪 和則 松本 彩花 大谷 美紗稀	

(香川県)

所 属	職 名	氏 名	備 考
香川県農政水産部水産課	水産課長	柏山 浩史	
香川海区漁業調整委員会 事務局	局 次 書 記 書 記 書 記 書 記	植 田 豊 藤原 宗弘 小 林 武 赤井 紀子 秦 正 樹 丸山 俊輔	

令和7年度 愛媛・香川連合海区入漁協定表 (案)

(令和7年2月 日協定)

香川海区から愛媛海区への入漁内訳				令和6年度内訳			
漁業種類	入漁数	漁業時期	操業区域	条件	漁協名	協定数	許可数
瀬戸内海機船 船びき網	27	5.15 ~ 翌1.15	仏崎から江の島東端見通し線以東の海面。 ただし、円上島高頂から大崎見通し線以北を除く。		三豊市 (旧大浜) 三豊市 (旧仁尾町) 観音寺 伊吹 西かがわ (旧豊浜町)	27	0 1 0 15 0
ローラー 吾智網	11	1. 1 ~ 12. 31 (従来の入漁区域) 11隻 5. 1 ~ 5. 31 (入漁拡張区域) 6 隻	高井神島北端と津波島北端を結ぶ線、弓削島クシ山と御代島西端を結ぶ線、魚島南端と横島を結ぶ線、明神島高頂と津波島南端を結んだ線及び津波島北端から高井神島北端見通し1,000メートルの点と津波島南端から明神島高頂見通し500メートルの点を結ぶ線の5直線に囲まれた区域。		詫間 (旧箱浦) 三豊市 (旧大浜) 三豊市 (旧三崎)	11	0 0 0
さわら流網	19	4. 1 ~ 7. 31 9. 1 ~ 11. 30	燧灘海面 (旧越智郡西部海面を除く)		三豊市 (旧栗島) " (旧志々島) 詫間 (旧詫間) " (旧箱浦) 三豊市 (旧大浜) 観音寺 西かがわ (旧大野原) 伊吹 与島	19	0 0 0 0 0 6 0 1 0
小型機船 底びき網 (手線第2種) (手線第3種)	現有三豊市・観音寺市内の許可を有するもの	1. 1 ~ 12. 31	仏崎から魚島東端見通し線以東の海面。 ただし、禁止区域を除く。		三豊市内と観音寺市内の各漁協	365	

令和7年度 愛媛・香川連合海区入漁協定表（案）

（令和7年2月 日協定）

愛媛海区から香川海区への入漁内訳				令和6年度内訳			
漁業種類	入漁数 統	漁業時期	操業区域	条件	愛媛県漁協支所名	協定数 統	許可数 統
瀬戸内海機船 船びぎ網	17	6. 1～ 翌1. 15	古三崎から百貫島高頂見通し線以南の海面。 ただし、九十九山高頂から宇治島西端見通し線 及び余木崎から大薦島頂見通し線以東の海面を除く。		三島 川之江 寒川	17	4 3 0
		5. 15～ 翌1. 15	観音寺市・三豊市境界（旧三ツ岩）から豊島北 端を見通した線以南の海面。 ただし、余木崎から大薦島頂見通し線以東の海面 を除く。				
さわら流網	7	4. 20～ 6. 15 9. 1～ 11. 30	観音寺市・三豊市境界（旧三ツ岩）から円上島 頂見通し線以南の海面。		寒川	7	7
さっぱ刺網	3	8. 1～ 11. 30	"	地元と協調して 操業すること	川之江	3	0
きす・かます 刺網	10	6. 1～ 11. 30	"	"、午前中は 操業禁止	川之江	10	10
かれい・こち 刺網	6	5. 1～ 6. 30	"	地元と協調して 操業すること	川之江	6	6
かに建網	20	8. 20～ 10. 31	"	"	川之江	20	20
たい・はも・ あなご延縄	13	1. 1～ 12. 31	"	"	川之江	13	13
小型機船 底びぎ網 （手繰第2種） （手繰第3種）	現有隻数	1. 1～ 12. 31	観音寺市・三豊市境界（旧三ツ岩）から高井神 島北端見通し線以南の海面。ただし、禁止区域を 除く。				

愛媛・香川連合海区漁業調整委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他法令の定めるところにより、愛媛海区、香川海区の2海区の区域にまたがる漁業に関する事項を処理する。

(事務所所在地)

第2条 委員会の事務所は、会長の属する海区漁業調整委員会内に置く。

(委員会)

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

2. 委員は、愛媛海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各6名の委員をもって充てる。
3. 委員会に書記若干名をおく。
4. 書記は、会長がこれを任免する。

第4条 委員会に会長及び会長代理を置く。会長及び会長代理は、委員が互選し決定する。

2. 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3. 会長に事故あるときは、会長代理が職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。会長に事故あるときは、会長代理が招集する。

2. 委員の三分の一以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求があった日から7日以内に委員会の会議を招集しなければならない。
3. 委員会の会議を招集しようとするときは、会長はあらかじめ議事事項ならびに委員会の日時及び場所を委員に通知するとともに、公衆の見易い方法によって公示しなければならない。
4. 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第6条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2. 議事は、法令で定める場合を除くのほか、出席委員の過半数をもってこれを決定する。可否同数のときは、会長がこれを決定する。

第7条 委員会の議事は、第5条第3項によって公示した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項は、この限りでない。

第8条 委員は議題について、自由に質疑しまたは意見を述べることができる。

2. 委員が発言を求めたときは、その要求の順序によって会長はこれを許可しなければならない。

第9条 委員は、自己または同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、議事に参与することができない。ただし、委員会において承認したときは、会議に出席し、発言することができる。

第10条 会長は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 委員会の日時及び場所
2. 出席委員の氏名
3. 議事事項
4. 議事の要領
5. 議決の結果
6. その他重要事項

第11条 議事録は、会長及び会長が指名する出席委員2人以上がこれに署名しなければならない。

第12条 愛媛海区漁業調整委員会及び香川海区漁業調整委員会は、第10条の議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、委員会の議決により行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、漁業法を適用する。漁業法に規定のない事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和38年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月17日から施行する。